

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ

金融商品取引法における「課徴金制度の見直し」及び  
「継続開示書類の提出期限の承認制度」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 0 年金融商品取引法改正法が平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日より施行されます。本改正では、開示制度についても見直しが行われております。

これに伴い、金融庁において、別添のとおり、上場会社に関連する主な改正点 2 点について取りまとめを行っており、当取引所に対して、上場会社各位への周知に協力するよう要請を受けたことから、お知らせ申し上げます。

上場会社各位におかれましては、本改正の内容を十分にご理解いただき、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具